

# GYODA

CITY PUBLIC RELATIONS

AUG.2012  
**8**

No.794

市報 ぎょうだ



**特集** 都市計画マスタープランをつくっています  
**わがまちの未来設計図**

**特集** 都市計画マスタープランをつくっています

わがまちの

# 未来設計図

～水と緑と歴史がおりなす笑顔あふれるまちぎょうだへ～

都市計画に関する基本的な方針を示し、市の都市計画を進める上で「羅針盤」の役割を担う都市計画マスタープラン。20年後の本市が目指す姿を都市将来像として描き、実現に向けた方針や施策を示します。

地域の現状や課題を的確にとらえ、市民の皆さんと共有できる計画とするために、「市民アンケート調査」、「地域別懇談会」、「市民まちづくり会議」、「こども会議」を実施しました。

皆さんからいただいた意見・提案を基に、現在計画づくりを進めています。

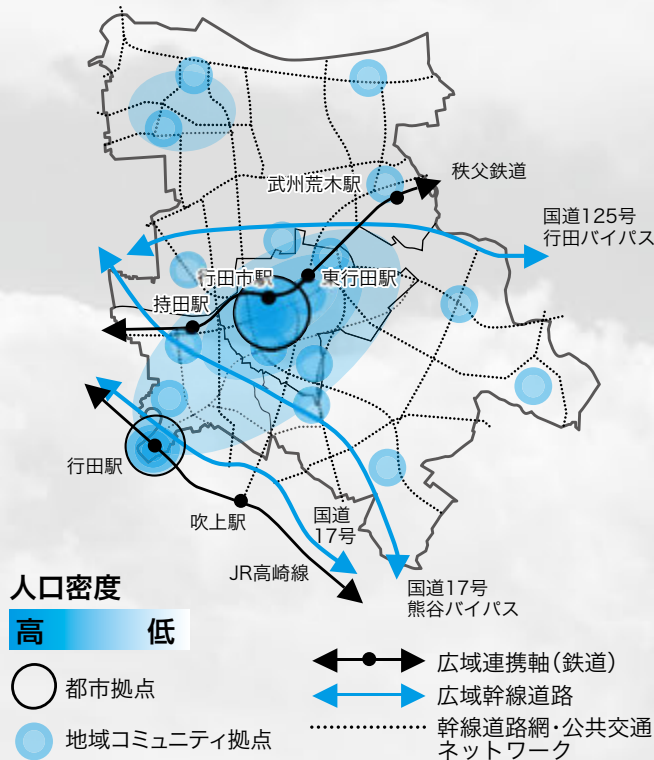
# 行田市の都市づくりの考え方

## 都市づくりの基本方針

これまで、人口の増加を前提として成長と拡大を基調とした都市づくりを行ってきましたが、人口減少・超高齢化社会に対応するため、都市の拠点となる地域（中心市街地・JRR行田駅周辺）では、必要とされる都市機能を集約し、誰もが歩

いて暮らせる、安全で暮らしやすいまちづくりを進めます。また、農村集落地域では、生活利便性を向上させ、道路・交通ネットワークなどのさらなる充実を図り、各地域が連携した都市づくりを目指します。

これからの都市構造のイメージ図



### 笑顔で暮らす、 住みよいまち

多様な都市機能を集約した都市拠点と、生活の場を公共交通で連携することで、都市部と農村集落地の生活圏が魅力的で、便利な暮らしやすいまちづくり

### 行田らしさが光るまち

利根川や埼玉古墳群など、本市特有の自然環境を次世代に継承するため、環境への負荷の軽減を図り、水と緑に囲まれた都市と自然が共生するまちづくり

## 都市づくりの 基本目標

### 笑顔あふれ、 にぎわいを生むまち

都市機能の集約と地域資源の活用、土地利用の見直しなどにより、農業・商業・工業・観光などの分野で、市民と来訪者の交流の拠点が形成された、にぎわいと活力のあるまちづくり

### 市民一人ひとりが 主役のまち

市民、民間事業者、行政が、構想段階から事業化段階まで継続して主体的にまちづくりに関わることができる、協働によるまちづくり

※現在、策定委員会で検討中のため、変更となる場合があります。

# 皆さんからいただいた意見を紹介します

## 市民まちづくり会議

32人の方に参加いただき、平成23年11月から平成24年2月にかけて全4回開催しました。

まちづくりの方向性や実現に向けたアイデアについて意見交換を行い、「市民提案書」として提言していただきました。

参加者の皆さんからは、将来の姿を明確に示した上で、全力を上げてまちづくりに取り組んでほしいという意見をいただきました。

なお、「市民提案書」は市ホームページで公開しています。



理想のまちについて語り合う市民の皆さん

## 市民まちづくり会議からいただいた「重点的な取り組み」

### 安心・安全

- ・ユニバーサルデザインによる歩道の整備
- ・環境に配慮した、災害時にも機能する防犯灯の整備

### 利便性

- ・市民ニーズに対応したデマンド交通の検討

### 水と緑

- ・「水がきれいなまち行田」の実現
- ・「水と緑のまち」にふさわしいクリーン活動の実施
- ・公園、街路樹のオーナー制の導入

### 活力

- ・元気な高齢者の活用と市民活動の活性化

### にぎわい

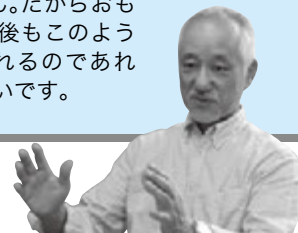
- ・観光を取り巻く体制の見直し、一元化
- ・商業や産業、あらゆる分野での「特区」の創設

## まちづくりは、おもしろい

今回参加した市民まちづくり会議で、まちづくりに対するさまざまな意見を聞いたり、自分が思い描く理想的な行田の姿について話したりしました。グループ内で活発に議論することができたので、大変有意義な時間を過ごせました。

今後、まちづくりを進めていく上で、このような機会を多く持ち、市民全員が「行田のまちをこうしたい」と夢を抱くことが必要なのではないでしょうか。

みんなが理想とするまちを実現させるためには、一回の議論では語りつくせません。何度も市民同士、あるいは市民と行政が議論を重ね、発展させていくことがより良いまちの実現につながると思います。まちづくりには終わりがありません。だからおもしろいのです。今後もこのような会議が開催されるのであれば、ぜひ参加したいです。



山崎眞男さん (持田)

## 子ども会議

20年後の未来を描いてもらうとともに、本計画における将来都市像など検討材料になるキーワードを得るため、市内8中学校55人の生徒の皆さんに参加していただきました。



中学生が「20年後のまちの姿」を発表

## 子ども会議びいただいた「20年後のまちの姿」

### 安心・安全

- ・子育てしている人への理解があるまち
- ・地域で見守りが行われているまち

### 活気とにぎわい

- ・商店街が活性化しているまち
- ・働く場所がたくさんあるまち

### 豊かさ

- ・自然豊かひ緑が多いまち
- ・川がきれいなまち

### 便利さ

- ・高齢者でも買い物しやすいまち
- ・交通が便利なまち

## 子ども会議に参加して

会議では「20年後の行田のまちの姿」をテーマに、まちの理想像や改善すべき点について、他校の生徒と意見交換を行いました。私は、東日本大震災の影響で、自然エネルギーが注目を浴びていることを知っていたので、各家庭が住宅用太陽光発電システムを設置し、電気を消費していくといった「自然環境にやさしいまちづくり」を提案しました。

意見交換をする中で、「道路や防犯灯の整備をしてほしい」といった意見もありました。各地域で抱えている問題が違うことを知ることができ、とても貴重な経験になりました。

自分たちのまちを発展させていくために、私たち中学生を含め、住んでいる人と一緒に考え、意見を出し合うこのような会議はとても良いことだと思います。



小野田紗紀さん (西中学校3年)

▶実施期間

平成23年9月～10月

▶対象

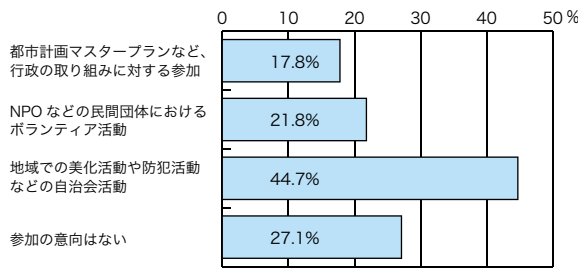
18歳以上の方の中から、無作為に3,000人を抽出

▶回収数 1,132 票

▶回収率 37.7%

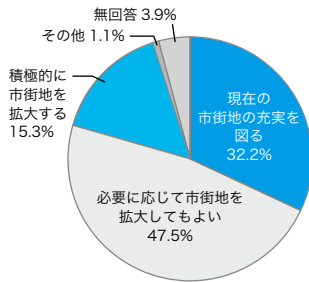
※詳細な結果は市ホームページで公開しています。

まちづくり活動への参加意向(複数回答)



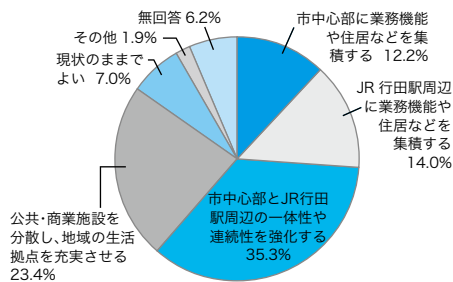
住んでいる地域での美化や防犯に関する活動への参加意向は比較的高くなっていますが、行政などの取り組みに対する参加意向は低い状況でした。

今後の土地利用の方向性



「積極的に市街地を拡大し、新しい市街地を整備する」は15.3%、「これ以上の市街地拡大は避け、今ある市街地の充実を図る」が32.2%でした。

今後の拠点整備の方向性



拠点整備のあり方については、「市街地とJR行田駅周辺の一体性や連続性の強化」が35.3%、「市街地とJR行田駅周辺に都市機能を集積する」が合わせて26.2%、「地域の生活拠点の充実」が23.4%と、意見が分かれています。

地域別懇談会を開催します

地域別のまちづくりについて、意見を聞かせてください

現在、地域別のまちづくりの目標や実現に向けた方針・施策を示す「地域別構想」の計画づくりを進めています。

地域に住んでいる皆さんの意見をいただき、実効性のある計画とするため、4地域に分けて地域別懇談会を開催します。皆さんの参加をお待ちしています。※事前申し込みは不要です。



地域名	対象となる地域	日時	場所
西部	城西3～5丁目、持田1～5丁目、大字持田、大字前谷、西新町、杏里山町、清水町、門井町1～3丁目、押上町、棚田町1～3丁目、深水町	9月1日(土) 午前10時～正午	太井公民館
中心部	忍1・2丁目、天満、水城公園、城南、本丸、矢場1・2丁目、城西1・2丁目、大字忍、行田、宮本、中央、旭町、向町、佐間1～3丁目、緑町、駒形1・2丁目、谷郷1丁目、谷郷2・3丁目の一部(市街化区域内)、大字谷郷の一部(市街化区域内)、栄町、桜町1～3丁目、富士見町1・2丁目、長野1～5丁目、藤原町1～3丁目、大字長野の一部(市街化区域内)、大字若小玉の一部(市街化区域内)、大字下忍の一部(市街化区域内)	9月1日(土) 午後2時30分～4時30分	産業文化会館2階第2会議室
南東部	(以下、大字)佐間、長野の一部(市街化調整区域内)、下忍の一部(市街化調整区域内)、堤根、樋上、埼玉、野、渡柳、利田、若小玉の一部(市街化調整区域内)、下須戸、小針、藤間、関根、真名板	9月2日(日) 午前10時～正午	中央公民館2階第1学習室(「みらい」内)
北部	谷郷2・3丁目の一部(市街化調整区域内)、(以下、大字)斎条、和田、谷郷の一部(市街化調整区域内)、上池守、下池守、皿尾、中里、小敷田、荒木、小見、白川戸、須加、下中条、北河原、酒巻、長野の一部(行田県土整備事務所付近の市街化調整区域内)、南河原、犬塚、馬見塚、中江袋	9月2日(日) 午後2時30分～4時30分	グリーンアリーナ2階研修室

▶問い合わせ 都市計画課計画担当 ☎550-1550

## 市内循環バス ワークショップinさきたま

これからの市内循環バスのあり方などについて、意見やアイデアを交換し、自由に議論をするワークショップを開催します。ぜひご参加ください。

- ▼日時 8月23日(休)午後7時～8時30分
- ▼場所 埼玉公民館ホール
- ▼定員 40人(先着順)
- ▼申し込み・問い合わせ 地域づくり支援課くらし安心担当(内線252)

## 「ご参加ください」 「市政懇談会」

市民の皆さんの声を聴き、市政について意見交換を行う「市政懇談会」に参加してみませんか。

- 次の地区を対象に懇談会を開催しますので、ぜひご参加ください。
- ▼日時 8月24日(金)午後7時～8時30分
  - ▼場所 須加公民館
  - ▼対象 須加地区在住の方
  - ▼その他 申し込みは不要です。直接会場にお越しください。
  - ▼問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当(内線318)



## 「浮城のめぐみ」の 米袋デザインを募集

行田ブランド米検討委員会では、行田ブランド米「浮城のめぐみ」を連想させる米袋デザインを募集します。

- ▶募集期間 8月1日(水)～9月3日(月)(必着)
- ▶応募資格 ブロ、アマ、年齢、性別、国籍を問いません。
- ▶応募規定
  - ①「浮城のめぐみ」の文字を入れてください。
  - ②A4版の用紙を縦で使用してください(データ可)。
  - ③画材、デザインなど表現方法は自由。
  - ④応募点数に制限はありません。※最終選考では1人1点
  - ⑤すでに使用されている米袋デザインに類似しないこと。
- ▶応募方法 郵便番号、住所、氏名、年齢、職業(学校名)、電話番号を応募作品裏面や別紙に記入の上、持参または郵送で提出してください。※データで提出する場合は、CD-Rを使用してください。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田ブランド米検討委員会事務局(農政課内)
- ▶賞品 最優秀賞1点…浮城のめぐみ30キログラム  
入賞数点…小学生・中学生・一般の部それぞれ浮城のめぐみ10キログラム
- ▶発表 「市報ぎょうだ」および市ホームページで最優秀作品、応募者氏名を掲載※入賞者には直接お知らせします。
- ▶注意
  - ・応募作品は未発表のものに限ります。
  - ・応募作品の著作権は主催者に帰属します。
  - ・応募作品の返却はしません。
  - ・採用作品は修正や変更をする場合があります。
  - ・すでに発表されているデザインと同一、もしくは類似作品、または著作権の侵害が明確になった場合は、採用決定後でも採用を取り消します。
  - ・応募者の個人情報とは適正に管理します。
- ▶問い合わせ 同検討委員会事務局(農政課内・内線387)

## 第2回行田市地産地消 料理コンテスト作品大募集

本市では、行田産農産物をより身近に感じてもらうため、地産地消料理コンテストを実施しています。

2回目となる今回は、市内の小・中学生を対象に開催します。優秀作品は学校給食のメニューに採用されますので、ぜひご応募ください。

- ▶テーマ 「キレイ」克服大作戦!(嫌いなものをおいしく食べよう)
- ▶募集期間 9月3日(月)まで(必着)
- ▶応募要件
  - ・市内の小・中学校に通う児童・生徒で最終審査に参加可能な方
  - ・行田産農産物「ピーマン・ナス・オクラ・ゴーヤ・しいたけ」のうち「1品以上」使用すること
  - ・そば、牛肉および高価な食材の使用は不可
  - ・学校給食に適した、手軽に作ることができる料理であること
  - ・応募作品は1人5点まで
  - ・応募作品はオリジナルで未発表のもの
- ▶応募方法 農政課、各公民館で配布している応募用紙(市ホームページよりダウンロード可)に必要事項を記入の上、持参または郵送してください。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市地産地消推進協議会(農政課内)※応募書類の返却はしません。また、レシピなどの一切の権利は主催者に帰属します。
- ▶審査方法
  - 1次審査…書類選考(レシピ、写真)
  - 最終審査…試食審査(調理、試食)
  - ※10月14日(日)午前9時30分～正午にV I V Aぎょうだで開催予定
- ▶賞品 最優秀賞1点…図書券5,000円ほか  
優秀賞2点…図書券3,000円  
入選2点…図書券1,000円
- ▶主催 同協議会
- ▶問い合わせ 同協議会事務局事務局(農政課内・内線386)

## 平和を願う写真展

- ▶日 時 8月9日(木)～14日(火)午前9時～午後9時
- ▶場 所 コミュニティセンターみずしろ1階ギャラリー
- ▶内 容 戦中・戦後の貴重な写真の展示
- ▶問い合わせ 地域づくり支援課協働推進担当(内線253)



昨年展示された写真

今月は  
**平和月間**です  
～**平和**について  
**考え**ましょう～

## 平和を願う<sup>あい</sup>藍染体験&平和のおはなし会&平和の語りべ

8月10日(金)は、戦前からある建物で、さまざまな体験を通して平和について考えましょう！ぜひご参加ください！

### 平和を願う藍染体験 in 牧禎舎

藍染体験工房「牧禎舎」で、平和を願いながらオリジナルの藍染めハンカチを作ります。

夏休みの思い出に、世界に1つだけのハンカチを作ってみませんか。

- ▶時 間 午後2時
- ▶参加費 500円(材料費)
- ▶定 員 30人(先着順)
- ▶申し込み 8月7日(火)までに電話で地域づくり支援課協働推進担当

### 平和のおはなし会 in 忠次郎蔵

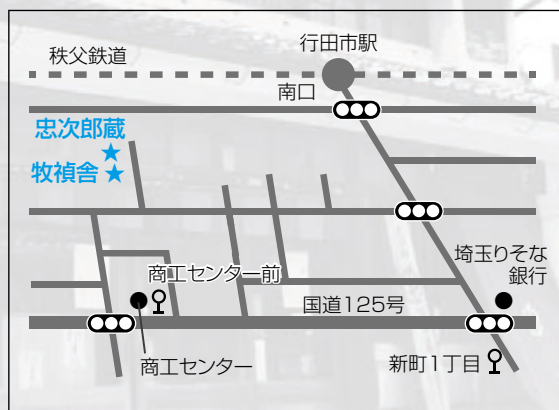
市内のボランティア団体「おはなしさくらんぼ」の皆さんが、情感溢れる戦争に関するおはなしをします。

- ▶時 間 午後3時

### 平和の語りべ in 忠次郎蔵

米山稔さんが子どものときに体験した戦時中の話や、親族が兵士として日中戦争に出兵した際に戦陣で書き残した「陣中日誌」、家族と交換した便りなどについての話をします。

- ▶時 間 午後3時20分



- ▶問い合わせ 同課協働推進担当(内線253)

## 本を通して戦争を知ろう、平和を考えよう

市立図書館の展示コーナーには、戦争関連書籍が展示されています。読書を通して平和について考えてみませんか。

- ▶展示期間 8月1日(水)～9月2日(日)
- ▶問い合わせ 市立図書館 ☎556-4227



## とうろう流し納涼大会

- ▶日 時 8月16日(木)午後7時～8時30分
- ▶場 所 忍川翔栄橋周辺(秩父鉄道行田市駅北側)
- ▶内 容 小型とうろうを1基800円で頒布します。また、行田音頭保存会による新行田音頭演舞を行います。
- ▶問い合わせ 行田市観光協会(商工観光課内・内線382)



## 小・中学校にミストシャワーを設置しました

学校の屋外での熱中症対策の一環として、市内の小・中学校全校にミストシャワーを設置しました。今回設置したミストシャワーは、電気を使わずに水圧だけで水道水を霧状に噴射するもので、気化熱で周囲の気温を下げる効果があります。



▼問い合わせ 教育総務課財務施設担当  
☎556-8311

## 浮き城先生を募集します

本市では、少人数学級実施のため、子どもが好んで教えるのが大好きな先生を

募集します。

▼募集人数 市内の小・中学校に常勤する教諭：若干名

▼受験資格 小・中学校の教員免許状をお持ちの方（平成25年3月31日までに当該免許を取得見込みの方も可）で、昭和52年4月2日以降に生まれた方。

▼募集要項 市ホームページよりダウンロードしてください。学校教育課または人事課でも配布します。※郵送希望の場合は120円切手を張り、郵便番号とあて先を明記した返信用の角型2号封筒を同封の上、学校教育課（〒361-0052 行田市本丸2-20）まで

▼願書締め切り

【窓口受付】10月10日(水)午後5時

【郵送受付】10月10日(水)必着

▼試験日

【一次試験】10月27日(土)

【二次試験】12月1日(土)

▼任用期間 平成25年度の1年間（再任用制度あり）

▼待遇 本市規定により、埼玉県費負担教職員と同程度の給与を支給します。また、福利厚生は公立学校共済組合埼玉支部、(財)埼玉県教職員互助会に加入します。

▼問い合わせ 学校教育課学校教育改革担当 ☎556-8316

## 平成25・26年度建設工事請負等入札参加資格審査申請を受け付けます

市が発注する建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理業務の入札参加資格審査における申請を県内60市町などと共同で受け付けます。

▼申し込み

【新規申請】9月14日(金)～10月12日(金)に郵送で提出

【更新申請】10月15日(月)～11月30日(金)に埼玉県電子入札共同システムで申請を行い、関係書類を郵送で提出

【郵送】〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県入札審査課

▼入札参加資格有効期間

平成25年4月1日～平成27年3月31日

▼その他 詳細は市ホームページまたは県ホームページをご覧ください。

▼問い合わせ 契約検査課契約担当（内線213・214）

## 北彩タウン情報

加須市

オニバスが見ごろです

埼玉県内唯一の自生地で、鋭いとげのある葉が直径1メートル以上になり、水面に鮮やかな赤紫色のきれいな花を咲かせます。早朝に開花し、8月中旬から9

月上旬までが見ごろです。

▼場所 オニバス自生地（北川辺総合支所から東へ1キロメートル）

▼その他 8月25日(土)午前8時～正午にオニバスフェスタを開催

▼問い合わせ 加須市北川辺総合支所環境経済課 ☎0280-611-205

羽生市

ムジナもと仲間たちの4コマ漫画を募集

▼応募方法 市役所、市民プラザ、図書館、各公民館、産業文化ホール、パブル羽生、ワークヒルズ羽生で配布している応募用紙（羽生市ホームページよりダウンロード可）を使用し、10月31日(水)までに郵送してください。

【郵送】〒348-0058 羽生市中央3-7-5 羽生市キャラクター推進室

▼発表 平成25年1月上旬に入賞者へ通知

▼賞 【優秀作品】12点（「広報はにゅう」に掲載、副賞…ムジナもんグッズセット）【入選作品】30点（副賞…キャラクターボールペン）※各受賞作品は、埼玉新聞に掲載されます。

▼その他 応募作品の著作権は主催者に帰属し、作品の返却はしません。

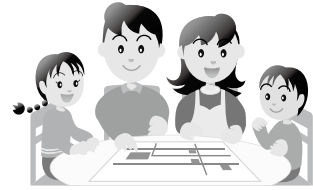
▼問い合わせ 同推進室 ☎560-3119



9月の第1日曜日は

# 家族防災会議の日

地震はいつ発生するか分かりません。「もしものとき」に備えて、家族で普段から避難場所や安否確認の方法などについて話し合しましょう。そして、次の欄内に書き入れ、家庭内で分かりやすい場所に張り、情報を共有しましょう。



## ☆家族の避難場所や集合場所、連絡先を決めておきましょう

- ・地震が発生したらどこに避難するのか、前もって避難場所を確認し、実際に避難場所まで歩いて道順を覚えておきましょう。
- ・家族が離れているときやばらばらになったとき、どこに集合するか決めておきましょう。
- ・他都道府県の親類か友人を連絡先として決めておくと、安否確認がしやすくなります。

家族の避難場所	
家族の集合場所	
災害時の連絡先	(親類) ☎
	(友人) ☎



## ☆安否確認の方法を確認しましょう

- ・避難するときは、自宅に避難先の張り紙をするなど、安否を確認するルールを家族で決めておきましょう。
- ・災害用伝言ダイヤル「171」を利用した安否確認をしましょう。
- ・携帯電話が使えなかったときのために、家族の連絡先を書き入れましょう。

	名 前	電話番号	会社・学校名	会社・学校の連絡先
①		☎		☎
②		☎		☎
③		☎		☎
④		☎		☎
⑤		☎		☎

※裏面に続く

**防災行政無線を用いた全国一斉の緊急情報伝達試験を実施します**

消防庁では、地震などの災害時に備え、全国瞬時警報システム（Jアラート）を活用した防災行政無線などの全国一斉緊急情報伝達試験を実施します。

### ▼放送日時

9月12日(水)午前10時ごろ

### ▼放送内容

こちらは、防災行田です。  
 ただいまから、試験放送を行います。  
 これは、試験放送です。  
 これは、試験放送です。  
 これで試験放送を終わります。  
 こちらは、防災行田です。



▼問い合わせ 防災安全課防災担当(内線2802)

## ☆家の中の安全確認をしましょう

・家の中の安全な場所、危険な場所をチェックしましょう。

安全な場所	危険な場所

## ☆非常用持ち出し品を確認しましょう

・非常用持ち出し品の置き場とその中身を✓チェックしましょう。

非常用持ち出し品	
<b>非常食</b>	<input type="checkbox"/> 食料(家族3日分) <input type="checkbox"/> 飲料水(家族3日分) <input type="checkbox"/> 粉ミルク
<b>生活用品</b>	<input type="checkbox"/> フォーク・スプーン <input type="checkbox"/> 缶切り・ナイフ <input type="checkbox"/> 卓上こんろ・ボンベ <input type="checkbox"/> ろうそく・マッチ <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> ウエットティッシュ <input type="checkbox"/> ティッシュペーパー
<b>衣類</b>	<input type="checkbox"/> 着替え <input type="checkbox"/> 下着
<b>貴重品</b>	<input type="checkbox"/> 現金、10円(公衆電話用) <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 通帳・有価証券 <input type="checkbox"/> 保険証
<b>救急セット</b>	<input type="checkbox"/> 脱脂綿 <input type="checkbox"/> 消毒液 <input type="checkbox"/> 傷薬 <input type="checkbox"/> ばんそうこう <input type="checkbox"/> 湿布薬 <input type="checkbox"/> 目薬 <input type="checkbox"/> 飲み慣れている常備薬
<b>その他</b>	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> 軍手・手袋

家庭備蓄品リスト
<input type="checkbox"/> 飲料水
<input type="checkbox"/> 調理用ラップフィルム
<input type="checkbox"/> ビニール袋
<input type="checkbox"/> ガーゼ
<input type="checkbox"/> 懐中電灯・予備電池
<input type="checkbox"/> 洗面用具
<input type="checkbox"/> 救急箱
<input type="checkbox"/> マスク
<input type="checkbox"/> ひも・ロープ
<input type="checkbox"/> はさみ
<input type="checkbox"/> ピンセット
<input type="checkbox"/> 毛布
<input type="checkbox"/> トイレットペーパー
<input type="checkbox"/> 紙おむつ
<input type="checkbox"/> 生理用品
<input type="checkbox"/> 寝袋



▶問い合わせ 防災安全課防災担当(内線 282)

✂キリトリ

✂キリトリ



▼問い合わせ 防災安全課防災担当(内線 282)

こちらは防災行田です。  
 行田市からお知らせいたします。  
 ※○時から○時の間、東京電力管内で、電力が不足する見込みです。  
 停電などを回避するため、最大限の節電にご協力をお願いいたします。  
 繰り返しお知らせいたします。  
 (※以下繰り返し)  
 こちらは防災行田です。

▼放送内容  
 停電で安心・安全な市民生活の継続が困難となる事態を回避するため、電力需給のバランスが悪化し、電力需給の逼迫が予想される場合は、防災行政無線で節電を呼び掛けます。

「電力需給逼迫警報」が発令された場合、防災行政無線で市民の皆さんに節電を呼び掛けます

## 行田市緑のカーテン コンテストを開催します

地球温暖化対策の一環として、家庭や事務所での緑のカーテンの普及を図るため、行田市緑のカーテンコンテストを開催します。

▶**応募資格** 市内の住宅、事業所などにつる性植物による緑のカーテンを平成24年春以降に設置している方

▶**応募方法** 環境課で配布している応募用紙(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、9月3日(月)～28日(金)に郵送または持参で提出してください。

【郵送】〒361-0031 行田市緑町13-12 行田市環境課 緑のカーテンコンテスト係

▶**審査方法** 応募用紙および写真を基に、緑のカーテンの生育状況・効果・創意工夫などについて、総合的に審査を行います。

▶**表彰**

【家庭の部】優秀賞5点…賞状および記念品

【事業所の部】優秀賞3点…賞状および記念品

▶**発表** コンテストの結果については、入賞者へのみ連絡をします。

▶**その他**

- ・緑のカーテンの設置および応募に掛かる費用は応募者の負担となります。
- ・応募書類の返却は原則として行いません。
- ・ほかの類似したコンテストなどに重複して応募しても可。
- ・応募者の個人情報とは適正に管理します。
- ・入賞者は市ホームページに掲載し、取り組み内容を紹介します。その際には、写真の電子データを提供していただく場合がありますのでご協力ください。

▶**問い合わせ** 同課環境政策担当 ☎556-9530

## わが家にも住宅用太陽光発電システムを

無限にエネルギーを得ることができ、二酸化炭素を排出しないことなどから、地球温暖化対策や再生可能エネルギーとして期待されている「太陽光エネルギー」。

太陽光から電気をつくる「太陽光発電システム」は、エネルギー問題への意識の高まりや固定価格買取制度の創設により、各家庭に広く普及してきています。

### 余った電気は電力会社に売電！

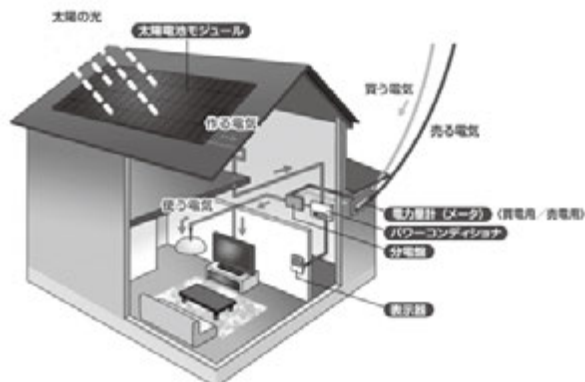
住宅用太陽光発電システムは、電力会社とつなげることで余った電力を電力会社に売ることができます。このことから、電力会社から買う電力が減り、売った電力分の金額が戻るため、電気代を節約することができます。

### 【設置した家庭の一例】太陽光発電システム：4kWを設置した場合

設置前の電気料金(年間)：218,668円	}	節約電気料金(年間)：
設置後の電気料金(年間)：47,093円		171,575円

※住宅用発電システムを200万円で設置した場合、約12年で投資(設置)金額を回収できる計算になります。

### 【住宅用太陽光発電システムのイメージ図】



市内設置協力事業主と連携した「行田市住宅用太陽光発電システム設置促進に関する取り組み」を活用して、皆さんの家庭でも設置をご検討ください。

なお、設置促進に関する取り組みの情報は、「市報ぎょうだ」4月号、市ホームページをご覧ください。

▶**問い合わせ** 環境課環境政策担当 ☎556-9530

## 不用品情報

本市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、まだ使えるものの仲介を行う不用品登録制度を実施しています。品物は無料で、登録期間は3カ月です。なお、規格や大きさが異なる場合があります。

### ◎さしあげます

- ▽ピクニックセット
- ▽歩行車
- ▽水槽
- ▽額縁
- ▽猫用トイレ
- ▽食器洗い機
- ▽ガスコンロ(都市ガス用)
- ▽エアコン
- ▽金庫

### ◎ゆずってください

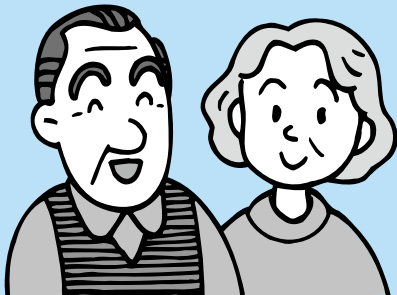
- ▽自転車(折りたたみ・子ども用)
- ▽三輪自転車
- ▽一輪車(子ども用)
- ▽電気冷蔵庫(2ドアタイプ)
- ▽ベビーおんぶひも
- ▽彫刻刀セット
- ▽バックネット
- ▽自転車用チャイルドシート(後部荷台用)
- ▽裁縫セット(針箱・針ぼうず)
- ▽CD・MDプレーヤー
- ▽布団干し(折りたたみ式)
- ▽食器棚(軽ワゴン車に入るもの)
- ▽ランドセル(赤系色)
- ▽デジタルビデオカメラ
- ▽和だんす(整理用)
- ▽歩行機(ベビー用)
- ▽FAX(2台)
- ▽8トラックステレオプレーヤー
- ▽車いす
- ▽電子ピアノ
- ▽ヘルスマーター
- ▽電気ポット

▼**問い合わせ** 環境課環境業務担当 ☎

556-9530 【FAX】553

0792

# 市の高齢者福祉サービスを紹介します



本市では、高齢者の皆さんの健康保持や生活の安定などのため、さまざまなサービスを実施しています。また、長年にわたり本市の発展に貢献されてきた高齢者の方を敬うとともに、生きがいを持ち健やかに暮らしていただけるよう、さまざまな事業を実施することで高齢者福祉の増進を図っています。今回は代表的なものを紹介します。

※世帯の課税状況などにより、サービスの利用に制限があります。

## ●配食サービス

栄養バランスのとれた食事を配達し、健康の保持および増進を図るとともに、安否の確認も行う見守りを兼ねたサービスです。※糖尿病や腎臓病の方などへの対応も可能です。

- ▶配 達 1人当たり週4食まで(土・日曜日、祝日を含む)※希望の曜日と昼・夕食のいずれかを選択可
- ▶対 象 65歳以上の方のみの世帯で、自ら食事の用意をすることが困難で、ほかの方から食事の提供を受けられない方
- ▶利用者負担 1食当たり400円

## ●乳酸飲料などの配達サービス

乳酸飲料などを配達し、日常的に安否確認を行う見守りサービスです。

- ▶配 達 週3回(1回の配達で1本配布)
- ▶対 象 ①65歳～74歳の一人暮らしの方で、生活状況および身体的な理由で見守りが必要な方  
②75歳以上の一人暮らしの方  
※いずれも、家族などの見守りが行われている、または見守りを目的としたほかのサービスを受けている場合を除く
- ▶利用者負担 無料

## ●日常生活用具の給付サービス

電磁調理器や緊急通報装置などを給付し、日常生活の利便性の向上および緊急時の安心感を得ることができるサービスです。

- ▶対 象 おおむね65歳以上の一人暮らしの方など  
※給付用具の種別により異なります。
- ▶利用者負担 用具の購入額の1割(緊急通報装置の通話料は実費負担)

## ●紙おむつの配達サービス

紙おむつを配達・支給し、本人および家族の負担軽減を図るサービスです。

- ▶配 達 月1回(月末に配達)
- ▶対 象 65歳以上の常時寝たきりまたは認知症の方で、在宅で介護を受けている方
- ▶利用者負担 無料

## ●敬老祝金の支給

敬老の意を表するとともに、長寿を祝福して祝金を支給しています。

- ▶対 象 喜寿(77歳)・米寿(88歳)・白寿(99歳)の方
- ▶支給方法 民生委員を通じて、毎年9月の敬老月間に配布しています。

## ●介護慰労手当の支給

要介護認定を受けた方などを介護する方の労をねぎらい、手当を支給しています。

- ▶対 象 介護度4以上または65歳以上の重度の認知症(いずれも当該状態が6カ月以上継続)の方を在宅介護する家族の方
- ▶支給額 月額5,000円(支給月は4月・8月・12月)

市で実施するもののほか、社会福祉協議会にて福祉車両の貸し出しなどさまざまなサービスを提供しています。



▶問い合わせ 社会福祉協議会 ☎557-5400

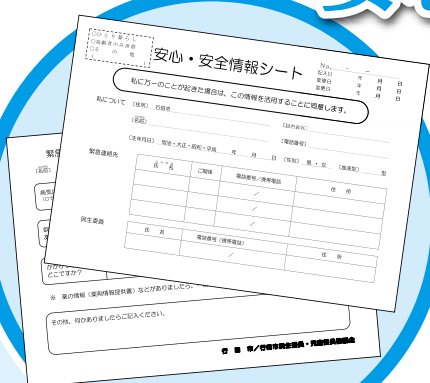
## 成年後見制度に関する相談を受け付けています

成年後見制度とは、認知症などの理由により、判断能力が十分でない方を法的に支援する制度です。市内に4カ所ある「地域包括支援センター」で相談を受け付けています。

※住んでいる地域によって担当する地域包括支援センターが異なります。詳しくは高齢者福祉課に問い合わせください。

▶問い合わせ 同課地域支援担当(内線223)

# 安心・安全情報キットを配布します



本市では、平成22年度から民生委員・児童委員協議会の協力を得て、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方などを対象に「安心・安全情報キット」を配布しています。

このキットは、身体状況(過去にかかったことのある病気や外傷など)や緊急連絡先などを記入した用紙を、ペットボトル容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管するもので、自宅で急病になったときなどの緊急時において、救急隊員の迅速かつ適切な処置につなげることを目的としています。

今回は、家族が仕事などの理由で日中不在となり、高齢者が一人で過ごす状態となる世帯などを対象に、次のとおり配布します。

- ▶ **配布期日** 8月1日(水)～9月30日(日)※10月以降は高齢者福祉課においてのみ配布します。
- ▶ **配布場所** 高齢者福祉課、南河原支所、中央公民館および各公民館
- ▶ **配布物** 安心・安全情報キット一式(ペットボトル容器1本、安心・安全情報シート2枚、ステッカー2枚)および説明文
- ▶ **配布から設置までの流れ**
  - ① 配布場所にキット一式を受け取りに行く。
  - ② 安心・安全情報シートに必要事項を記入する。
  - ③ 安心・安全情報シートを容器に入れて自宅の冷蔵庫に保管し、ステッカーをそれぞれ玄関の内側と冷蔵庫の扉の表面に張る(救急隊はステッカーを目印に、キット設置の有無を判断します)。
- ▶ **その他** 安心・安全情報シートは2枚配布します。1枚を市へ提出していただければ、緊急時の情報として活用します。※提出は任意です。
- ▶ **問い合わせ** 同課高齢福祉担当(内線223)

行田市  
安心・安全情報キット



ステッカー

(玄関の内側と冷蔵庫の扉の表面に張る)



地域の皆さんのお役に立ちます

## シルバー人材センター

### 会員になって、生きがいや仲間を見つけませんか

長年培った知識や技術を生かして地域に貢献したい方、健康のために体を動かしたい方の入会をお待ちしています。

- ▶ **対象** 市内在住の健康で働く意欲のある60歳以上の方
- ▶ **入会説明会** 毎月第3木曜日午前10時からシルバー人材センター(旭町13-24)で行っています。

### その仕事シルバー人材センターにお任せください

【仕事例】刃物研ぎ、植木の剪定、除草作業、屋内外の掃除、ふすま・障子・網戸の張り替え、簡単な大工仕事、塗装、毛筆筆耕、植木の散水作業など

- ▶ **その他** 同センターでは、旅行やサークル団体活動なども行っています。

### ▶ 問い合わせ

同センター ☎556-5221



## 行田市老人クラブ連合会の愛称が「浮城シニアクラブ」に決定

行田市老人クラブ連合会の愛称について募集したところ、市内外より109点の応募がありました。

このほど理事会で検討し、定時総会にて次のとおり決定しました。

賞	愛称	考案者
最優秀賞	浮城シニアクラブ	長谷川昌夫さん(行田市)
優秀賞	うきしる会	藤原正宜さん(加須市)
	友愛クラブ	江川ミネさん(行田市)
遠方投稿賞	ねんりん倶楽部	朝倉 修さん(札幌市)

今回、愛称が決定したことにより、クラブの事業内容などをさらに充実させ、多くの方に親しみや興味を持っていただけるようなクラブにしていきたいと思います。

### 浮城シニアクラブで一緒に活動してみませんか

浮城シニアクラブでは、仲間づくりをはじめ、健康づくりや奉仕活動などさまざまな活動を行っています。興味を持った方や新しくクラブの設立を考えている方は、同クラブ連合会事務局まで問い合わせください。

- ▶ **クラブ加入要件** おおむね60歳以上の方  
※近くのクラブを紹介します。
- ▶ **クラブ設立要件** おおむね60歳以上の方で会員が30人以上の場合、新規クラブの設立が可能です。
- ▶ **補助金額** 36,000円～48,300円(平成24年度)  
※会員数に応じて異なります。

- ▶ **問い合わせ** 同クラブ連合会事務局(高齢者福祉課内・内線223)



## くらしの110番

### 医療への貢献をうたった投資トラブル

#### 【事例1】

「インフルエンザの薬が市販されることになったので、開発している会社に投資しませんか」と電話がかかってきた。後で高く売れるというので100万円投資したが、送られてくるはずの証券が届かない。不安に思い業者に電話したが連絡がつかない。(男性 60歳代)

#### 【事例2】

「病院へ投資しませんか」と電話があり、人の良さそうな青年が自宅に説明に来た。医療機関債を300万円購入すれば、毎月1万円の配当があるという。「病院には日ごろお世話になっているし、知らない病院だけ人ごとではない」と思い、その場で300万円を手渡した。3カ月間は順調に支払われていた配当が、4カ月目から途絶えてしまった。(女性 70歳代)

医療法人などに投資をしたものの、「配当が支払われなくなった」「連絡がつかなくなった」といったトラブルが高齢者を中心に増えています。勧誘の際に、健康に不安を抱えがちな高齢者に医療への貢献をうたって「人ごとではないから協力しよう」と購買意欲をあおったり、「安全で高金利、絶対にもうかります」などと虚偽の説明が行わ

れたりするケースも多く見られます。

また、勧誘方法の問題以前に、製薬会社や医療機関をかたった詐欺の可能性もあります。その場合、返金を求めても連絡を取ることが大変困難です。

#### アドバイス

①医療機関債は、医療法人が借り手となる金銭消費貸借契約であると考えられます。有価証券ではないので、換金性が非常に乏しく、医療機関が破産した場合は全損の恐れもあります。「絶対にもうかる」などといった業者の話をうのみにしないでください。

②リスクや契約内容が理解できなければ絶対に契約しないでください。つじつまが合わず信用性が疑わしいケースは、詐欺の可能性もあります。③数回の配当の支払いがあったとしても、信用させるための手口であったことも考えられます。支払いがあったことを信用して、さらに増資することは避けてください。

▼ **問い合わせ** 行田市消費生活センター(市役所内・内線495)または埼玉県消費生活支援センター春日部 ☎048-734-0999

## 下水道事業受益者負担金 をお支払いの方へ

第1期納期限 8月27日(月)

受益者負担金は、下水道供用開始となった時点で、使用の有無を問わず土地の面積に応じて賦課されます。この負担金の納付には便利な口座振替をご利用ください。また、期限内の納付が困難な場合は、納付相談をご利用ください。

なお、負担金賦課区域内の土地で売買・相続などにより受益者の変更があった方は、下水道課までご連絡ください。

▼問い合わせ 同課業務担当 ☎564-0303(前合111・水道庁舎内)

## 機能回復訓練プールの 水抜き清掃を行います

総合福祉会館「やすらぎの里」機能回復訓練プールの水抜き清掃を行うため、8月10日(金)から14日(火)の間はプールの利用ができません。

なお、機能回復訓練室は通常どおり利用できます。

▼問い合わせ 行田市社会福祉協議会 ☎557-5400



# 子育てを応援します

制度の利用に際しては、それぞれ所得制限がありますのでご注意ください。

### 児童扶養手当

次のいずれかに該当する子どもを育てている父または母、養育者に、子どもが18歳(子どもが政令で定める障害があるときは20歳)になった年度末まで支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

- ・ 父母が婚姻を解消した子ども
  - ・ 父または母が死亡した子ども
  - ・ 父または母に一定の障害がある子ども
  - ・ 父または母の生死が明らかでない子ども
  - ・ 父または母に1年以上遺棄されている子ども
  - ・ 父または母が法令により1年以上拘禁されている子ども
  - ・ 母が婚姻によらず妊娠した子ども
- ※婚姻には、婚姻届を提出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合(内縁関係など)を含みます。

### 次のような場合には受けられません

- ・ 申請する方や子どもが日本国内に住所を有さないとき
  - ・ 子どもが児童福祉施設などに入所しているとき
  - ・ 申請する方が公的年金を受けられるとき
  - ・ 子どもが父または母の死亡について支給される公的年金を受けられるとき
  - ・ 子どもが父または母に支給される公的年金の額の加算の対象となっているとき
- ※障害年金の子どもの加算については、子どもの加算額を児童扶養手当額が上回る場合、児童扶養手当を選択して受給できるようになりました。詳しくは、子育て支援課まで問い合わせください。

### ひとり親家庭等医療費支給

ひとり親家庭などで子どもを育てている方(養育者を含む)と子どもに対し、医療費の一部が支給される制度です。申請を受け付けた日から支給の対象になります。

### 特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

### 次のような場合は受けられません

- ・ 申請する方や子どもが日本国内に住所を有さないとき
- ・ 子どもが障害による公的年金を受けられるとき
- ・ 子どもが児童福祉施設などに入所しているとき

### ひとり親家庭等児童養育手当

父もしくは母または父母の双方が欠けている義務教育就学中の次のいずれかに該当する子どもを養育している方に支給される手当です。申請を受け付けた月から手当の対象になります。

- ・ 父もしくは母または父母の双方が死亡した子ども
- ・ 父母が婚姻(事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)を解消した子ども
- ・ 母が婚姻によらず出産した子ども

### 次のような場合は受けられません

- ・ 生活保護を受けている世帯の保護者
- ・ 現年度(4月分から7月分の手当については前年度)の市町村民税の所得割が課税されている保護者

▶問い合わせ 児童扶養手当、特別児童扶養手当、ひとり親家庭等児童養育手当については子育て支援課子育て支援担当(内線262)または子育て総合支援窓口 ☎556-2011、ひとり親家庭等医療費支給については保険年金課医療担当(内線226・227)